

## 事業所の実態調査要領

(趣旨)

第1 この要領は、入札の参加資格に係る事業所の実態調査（以下「実態調査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実態調査)

第2 実態調査は、次に掲げるところにより行う。

- (1) 有資格業者に対して、事業所調査票（様式第1号。以下「調査票」という。）の提出を求める。
- (2) 前号に基づき提出された調査票の内容を確認するため、原則として事前の予告をせずに当該事業所を訪問し、現場の確認やヒアリング等を行う。
- (3) 前号に規定する事業所への訪問は、その他の方法により確認できるときは、省略することができる。

(判断基準)

第3 実態調査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業所の実態がないと判断する。ただし、事業の性質上、市長がやむを得ないと認めるときはこの限りではない。

- (1) 事業所を他業者等と共同で使用している場合で、他業者等と分離独立されていないとき。
- (2) 事業所を住宅と併用している場合で、事業所の機能を有するスペースが確保されていないとき。
- (3) 事業所の敷地内に、事務所を表示する看板又は表札がないとき。
- (4) 事業所に必要な机、椅子その他の事務用什器、電話、パソコンその他の通信機器及び複写機その他の事務用機器が具備されていないとき。
- (5) 特別の理由がなく、電話等が常時不在転送になっているとき又は単なる取り次ぎのための連絡員のみを配置しているとき。

- (6) 事業所に営業活動を行い得る人的配置がなされていないとき。
- (7) 事業所に常駐（特別の理由がある場合を除き、常時、事業所に勤務していることをいう。以下同じ。）の役員又は自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある常駐の社員が配置されていないとき。
- (8) 配置人員が市外の本店などと兼務になっており、不在の状況が頻繁であるとき。
- (9) 事業所に営業に係る帳簿類、職員の出勤簿等（電子データを含む。）が備えられていないとき。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 19 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日前に告示した一般競争入札の案件については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日前に告示した一般競争入札の案件については、なお従前の例による。